

沖縄県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み指針

平成 29 年 1 月 20 日 策定

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

第 3 回地域における公益的な取り組み推進会議

近年、地域においては社会的孤立の問題や子どもの貧困をはじめとする生活困窮者の増加、虐待など制度的支援だけでは解決が困難な福祉・生活課題が顕在化しています。

また、社会福祉法人には地域の重要な社会資源として、地域の福祉・生活課題の解消に向けた具体的な取り組みを通して公益性を改めて担保することが求められています。

そうした中、沖縄県内の社会福祉法人の総意のもと、社会的要請に相応した取り組みの推進を図るため「沖縄県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み指針」を以下のとおり定めます。

1. 各社会福祉法人の運営する施設・事業所において、地域住民の福祉・生活課題に関する相談・支援体制の整備を行います。
2. 市町村社会福祉協議会と社会福祉施設を運営する社会福祉法人が連携・協働し、地域住民の福祉・生活課題の解消に努めます。
3. 各社会福祉法人の取り組み及び社会福祉法人相互の連携・協働を推進するため、各種別協議会や沖縄県市町村社協連絡協議会、沖縄県社会福祉協議会において包括的な支援策を講じます。

平成 29 年 1 月 20 日 策定

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

第 3 回地域における公益的な取り組み推進会議

沖縄県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み指針に基づき、社会福祉法人それぞれの取り組み及びスケールメリットや機能を十分に発揮することができるよう連携・協働した取り組みの計画的な推進を図るため「沖縄県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み推進計画」を以下のとおり策定する。

1. 地域住民の福祉・生活課題に関する相談・支援体制の整備

- (1) 地域の身近な相談機関として、社会福祉法人の運営する施設・事業所に相談窓口の設置及び担当者の配置を行う。
- (2) 住民から寄せられた相談を踏まえ、社会福祉法人の実施する事業やサービスを紹介するとともに、必要に応じて無料又は低額な料金でサービスを提供する。
- (3) 相談内容によっては、各種の相談機関へ橋渡し（つなぎ）役を担い、相談者に寄り添った相談・支援に努める。

2. 社会福祉法人相互の連携・協働による諸課題への対応

- (1) 一社会福祉法人では解消できない課題について、市町村社会福祉協議会等が連絡調整を行い、地域の複数の社会福祉法人が実施する事業やサービスを調整して提供するなど、切れ目のない支援を行う。
- (2) 地域の社会福祉法人と協力して、相談・支援に必要な情報の共有や知識・技術の向上に努める。
- (3) 地域の社会福祉法人と連携して、既存の事業やサービスでは対応できない課題を把握するとともに、解決に向けた仕組みづくりやサービスの創出に取り組む。

3. 各社会福祉法人の取り組み及び社会福祉法人相互の連携・協働を推進する包括的な支援の推進

- (1) 県域の社会福祉法人で構成する団体の協議により、取り組みの推進に関する計画を策定するとともに、進捗状況の把握、計画の見直し等を行う。
- (2) 社会福祉法人相互の連携・協働を促進し、相談・支援に関わる担当職員等の資質向上に取り組む。
- (3) 県内各地の社会福祉法人の取り組み状況や成果について、広く県民等へ

広報・啓発を行う。

4. 取り組み期間 策定の日から平成31年3月31日まで

(1) 第1期 準備期間（平成29年1月～平成29年3月）

- ① 指針や推進計画を社会福祉法人で組織する団体の平成29年度事業計画に反映する。
- ② 指針や推進計画を県内社会福祉法人へ周知を図る。

(2) 第2期 推進期間（平成29年4月～平成31年3月）

- ① 社会福祉法人の運営する施設・事業所で相談事業及び支援事業を展開する。
- ② 社会福祉法人相互の連携・協働による支援強化事業を展開する。
- ③ 各社会福祉法人の取り組み及び社会福祉法人相互の連携・協働を推進する包括的な支援事業を展開する。